

鎌ケ谷市モバイル Wi-Fi ルーターの貸与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌ケ谷市内小・中学校に在籍し、家庭に有線及び無線によるインターネット環境のない児童生徒の支援を目的とした、鎌ケ谷市教育委員会が管理するモバイル Wi-Fi ルーター及び付属品(以下「ルーター」という。)の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(ルーターの管理)

第2条 ルーターの管理は学校教育課長が行い、その取扱いについては学校教育課長が指定した職員が行うものとする。

(貸出対象)

第3条 学校教育課長は、次に掲げる者にルーターの貸与を行うことができる。

- (1) 鎌ケ谷市内小・中学校に在籍し、家庭に有線及び無線によるインターネット環境のない児童生徒の保護者
- (2) 前号に掲げるもののほか、学校教育課長が特に必要と認めた者

(貸出台数)

第4条 ルーターの貸出台数は、原則1家庭1台とする。

(貸与申請)

第5条 ルーター貸出の申請をする者は、モバイル Wi-Fi ルーター貸与申請書(様式第1号)を貸与を受ける前までに所属する学校をとおして、鎌ケ谷市教育委員会へ提出しなければならない。

2 申請多数の場合は、就学援助制度の対象者を優先する。

(貸与期間)

第6条 ルーターの貸与期間は、貸与の決定日から、その日が属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間終了日の1ヶ月前までにいずれの当事者からも何ら意思表示がない場合、同じ条件で更に1年間更新されるものとし、中学校卒業年度に返却するものとする。

2 ルーターの貸与については、無料とする。

(貸与の決定)

第7条 学校教育課長は、ルーターの貸与申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、ルーターを貸与すべきものと認めたときは、速やかにルーターの貸与の決定を行うものとする。

2 貸与許可後においても、第1条に規定する目的に反し、又は学校教育課長の判断により利用に問題があると認められた場合等においては、その許可を取消することができる。

(異動の届出)

第8条 借受人は、モバイル Wi-Fi ルーター貸与決定通知書の内容に変更が生じたときは、変更届出書(様式第3号)をしなければならない。

(ルーターの貸出方法)

第9条 ルーターの貸与は、学校で行うものとする。

(ルーターの使用)

第10条 借受人は、細心の注意をはらいルーターの使用に努めなければならない。

2 借受人は、承認を受けた目的以外に使用してはならない。

3 ルーターの使用にあたって必要な設定は、借受人が行うものとする。

4 通信契約は、借受人が行うものとする。

5 ルーターの使用に係る電気料金及び通信料金は、借受人が負担するものとする。

6 借受人は、ルーターに不具合等が生じた場合や、紛失、破損等させた場合には、学校教育課長に速やかにその旨を届け出なければならない。

7 借受人は、ルーターを利用する権利を他人に譲渡、若しくは転貸、又はルーターを営利目的の活動に使用してはならない。

(損害賠償等)

第11条 借受人は、ルーターを破損し、汚損し、又は紛失したときは、貸与物品亡失等届(様式第4号)のほか、借受人の負担において原形に復し、又は現品をもって弁償しなければならない。ただし、学校教育課長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

2 ルーターの使用に伴い発生した損害については、借受人が負担するものとする。

3 本要綱に定めるルーターの目的外使用によって生じた費用は、借受人が負担するものとする。

(返却)

第12条 借受人は、第1条に規定する趣旨に該当しなくなったとき、又はルーターの貸与期間が終了したときは、速やかに返却しなければならない。

2 借受人は返却の際に、次に掲げる事項を確認しなければならない。

(1) 故障・破損の有無

(2) 付属 AC アダプタの有無

3 学校教育課長は、第1項の規定によりルーターの返却を受けたときは、破損、汚損、紛失等の有無及び通信利用状況について確認するものとする。

4 前項に基づき、返却時にルーターの故障が明らかになった場合、借受人は第 11 条のとおり弁償しなければならない。ただし、学校教育課長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出停止)

第 13 条 借受人がこの要綱に違反した場合は、以後の貸与を認めない場合がある。

(その他)

第 14 条 管理及び貸出に関して、この要綱で定められていない事項が発生した場合は、学校教育課長の判断により取扱いを決定する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 16 日から施行する。